発 監 理 第 1 7 号 令和 2 年 6 月 1 9 日

姥浦建設 (株)

代表取締役 姥浦敏明様

七尾市長 不 嶋 豊 和

指名停止通知書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のと おり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう充分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和2年 6月19日から 2週間 令和2年 7月 2日まで
2 指名停止の理由	令和2年5月26日、中能登土木総合事務所発注の「二級河川 御祓川 広域河川改修工事(第3細口橋A1橋台工)」において、下請業者が大型クレーンの組み立て作業を行っていたところ、組み立てのために別のクレーンによって吊り上げられていた先端部分が旋回し、作業員の頭に接触し負傷した。6月2日に、七尾市労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第1第8号(工事等関係者事故)に該当すると認められるため指名停止とする。